

令和6年度 新潟県内（新潟市を除く）の精神科病院 における業務従事者による障害者虐待の状況について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、令和6年度に県内（新潟市を除く）で把握された、精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況についてお知らせします。

1 業務従事者による障害者虐待の状況

- (1) 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による県への通報・相談件数 … 10件
- (2) 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による県への届出・相談件数 … 60件
- (3) 虐待の事実を認定した件数 … 2件
- (4) 認定した虐待の事実に係る被虐待者数 … 8人
- (5) 認定した虐待の種別・類型（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放置、経済的虐待）ごとの件数 … 心理的虐待 2件

2 業務従事者による障害者虐待があった場合に県が採った措置

- (1) 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数 … 2件
- (2) 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数 … 2件
- (3) 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数 … 2件
- (4) 職員又は指定により、入院患者や関係者に質問を行った件数 … 2件
- (5) 改善計画の提出を求めた件数 … 2件

3 虐待を行った業務従事者の職種

- (1) 看護師 … 1人
- (2) その他業務従事者※ … 1人

※ 医師、看護師、准看護師、看護助手、保健師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理士、医療事務以外の業務に従事している者

4 県の取組

- 精神科病院における虐待通報窓口の周知を図り、早期の相談・通報を呼びかけていきます。
- 精神科病院に対して、引き続き、虐待防止に関する研修等を実施していきます。

本件についてのお問い合わせ先
福祉保健部障害福祉課
いのちとこころの支援室 福島
(直通) 025-280-5201 (内線) 2641